

勝又健康保険組合

健保 太郎 様

健保 花子 様

10-1000-22-0-1810000000

組織コード 1111111



※パート先等で健診を受けている場合は、「健診結果の写し」に「特定健康診査受診券」を添付して健保組合に送ってください。

※受診できない特別な理由がある場合は、下記に理由を記入のうえ健保組合まで送付をお願いします。

勝又健保では受診率向上を目指しています。年度途中で受診確認をさせていただきます。

どこで受診していいかわからない場合は
健保組合でご案内します。
問い合わせ先：043-227-2125

回答欄

特定健康診査受診券

2018年5月12日交付

受診券整理番号 1810000000
受診者 氏名 ケンポ ハナコ
性別 女
生年月日 昭和**年**月**日
有効期限 2019年3月31日
健診内容 ・ 特定健康診査

窓口での自己負担

特定健診(基本部分)

特定健診(詳細部分)

負担額又は負担率	
----------	--

保険者所在地 千葉市中央区本町二丁目二番十号

保険者電話番号 043-227-2125

保険者番号・名称 06120240

勝又健康保険組合

契約とりまとめ機関名 健保連集合A① 集合B①

支払代行機関番号 94899010

支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

注意事項

- この券の交付を受けたときは、すぐに、住所欄にご自宅の住所を自署してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
- 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 受診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

〒	—

きりとり

被扶養者（ご家族）の皆様へ

平成30年度・特定健診のご案内

対象の方に「特定健康診査受診券」を送付いたしますので、積極的な受診にご協力をお願いいたします。
ご家族の方も年に1度は健診を受診し、生活習慣について見直す機会を作りましょう。

－ 受 診 対 象 者 －

実施年度中に40歳～74歳となる被扶養者（ご家族）の方

下記①～④に該当する方は、「特定健康診査受診券」に状況を記入し、健保組合まで返送をお願いします。

- ① パート先や人間ドック等で特定健診を受けた方は、改めて特定健診を受ける必要はありません。
「特定健康診査受診券」と「健診結果(写)」を合わせて健保組合に送ってください。
- ② 受診日に扶養から削除されている方
- ③ 妊産婦(妊娠中および当該年度中に出産された方)
- ④ 海外居住者、長期入院(6ヶ月以上の入院)、障害施設・介護施設入所、刑務所入所

－ 受 診 方 法 －

① <健診実施機関での受診>

各社人事(総務)課担当者へ「特定健診実施機関リスト」を送付してありますので、リストから健診機関を選び、直接電話等で予約してください。予約時に必ず「集合契約による特定健診を受診したい」旨申し出てください。
予約の必要のない健診機関もあります。

◇全国の健診実施機関リストは、社会保険診療報酬支払基金のホームページで確認できます。

アドレス⇒「<http://www.ssk.or.jp/>」→「一般の方」→「特定健診・特定保健指導機関検索」

② <集団方式での受診(検診車の巡回や公共の施設での集団健診)>千葉県内のみです。

集団方式の場合、ご予約の必要はありませんので(一部必要あり)、「特定健康診査受診券」と「健康保険証」をお持ちのうえ、受診してください。

※日程は、同封の「集団(巡回)方式による特定健康診査のお知らせ(被扶養者)」でご確認ください。

実施日が確定していない分については、情報が入り次第各社人事(総務)課担当者へ広報します。

－ 検 査 費 用 －

健康保険組合が全額負担します

※健診実施機関として契約のない医療機関等で受診された場合は、すべて自費診療となります。

※交通費は自己負担とさせていただきます。

－ そ の 他 の 注 意 点 －

※窓口での自己負担の記載・・・「斜線(/)」→自己負担はありませんという表示です。

※契約とりまとめ機関名・・・「健保連集合 A①、集合 B①」→A・B どちらでも受診可能です。健診項目も同じです。

40～74歳の **被扶養者** のあなたへ

受けよう! 特定健診

特定健診は、メタボリックシンドローム（以下メタボ）をはじめとする生活習慣病のリスクを早期に発見し、予防・改善につなげるための健診です。健診で「今」の健康状態を把握し、生活習慣を見直すことができれば、自覚症状がほとんどないまま進行する生活習慣病の発症や重症化をくい止めることができます。いつまでも元気でいるために、年に1回必ず特定健診を受けましょう。

裏表紙をご覧ください!

受けていない
あなたも
コレで納得!

ケース
1

費用や時間がかかるのはイヤなの



ケース
2

痩せているし、健康には自信があるの!



ケース
3

病気が見つかったら怖いし...



ケース
4

受けなくても、私個人の問題でしょ!



特定健診

特定健診

